

## 宮野木ビーバースOB/OGによるビーバース活動の補助に関するルール

保険適用外のビーバースOB/OG及び関係者（以下補助者）によるビーバース活動の補助について、順守すべきルールを以下の通り定める。

### 1. 遵守事項

- (1) 補助者は、事前に保護者の了解を得てから、ビーバース活動に参加すること。  
指導者は、補助者が保護者の了解を得たことを事前に確認すること。
- (2) ビーバース指導者の指示に従うこと。ビーバース活動を補助する目的で参加を許可しており、指導者の許可しない行動は厳に慎むこと。
- (3) 宮野木小学校の禁止行為（駐車場での遊び、校舎の壁当て、水道を使った遊び、中学生以上の遊具の使用、危険物の持ち込み並びに使用等）は行わないこと。
- (4) その他の活動場所（ビーバースグラウンド、他のグラウンド、京町公園等）の禁止行為は行わないこと。
- (5) その他、怪我や事故が予見される行為は行わないこと。

### 2. 有事の対応

- (1) 補助者が怪我をした場合や、補助者が他者に怪我をさせた場合や、物品を破損させた場合は、すぐに指導者に連絡する事。指導者は救急対応と共に、代表に連絡し、指示を仰ぐ事。
- (2) 指導者の指示の活動で、補助者が2.(1)の過失を犯した場合は、ビーバースの関係者による保険適用による補償等を行う。

### 3. 遵守事項違反時の対応

- (1) 指導者の指示に基づかない行為、又は指示に反する行為によって、補助者の過失となる怪我や事故等が発生した場合は、すぐに指導者に連絡する事。  
指導者は救急対応と共に、代表に連絡し、指示を仰ぐ事。
- (2) 補助者が遵守事項を違反し、3.(1)の過失を犯した場合は、ビーバースの関係者による保険適用はせず、過失者の自己負担による補償等を行う。
- (3) その他、補助者が遵守事項を違反した行為に対して、ビーバースは一切責任を負わない。

### 4. その他

- (1) 指導者は、以上の規定を補助者に事前通達し、補助者が理解するよう努めること。
- (2) 過失責任の範囲や割合が判断できない場合は、補助者及びその保護者を含む関係者により、誠実に協議すること。